答 弁 第 八 六 号 平成十四年六月二十一日受領

内閣衆質一五四第八六号

平成十四年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員田中慶秋君提出エネルギー政策と地球温暖化対策の実効性に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員田中慶秋君提出エネルギー政策と地球温暖化対策の実効性に関する質問に対する答弁書

一について

昨年七月の総合資源エネルギー調査会答申「今後のエネルギー政策について」においては、 同答申に目

標として示されている平成二十二年度における原子力発電による電力供給量は、 同月以降、 十基から十三

基程度の原子力発電所の新増設を行うことに対応するものであるとされている。

本年一月には、 東北電力株式会社が女川原子力発電所第三号機の使用を開始したところであり、また、

三基が現在建設中である。

さらに、 この建設中の三基を含め、 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二十九条第一 項に基

づいて、 電気事業者が、原子力発電所の立地に係る諸手続の進ちょく状況等を見極めた上で作成した平成

十四年度供給計画においては、 同年度から平成二十二年度までに、十基から十二基の原子力発電所の使用

開始を見込んでいる。

以上から、平成二十二年度における原子力発電による電力供給目標を達成するための十基から十三基程

度の原子力発電所の新増設は、実現可能なものと認識している。

_-

我が国の温室効果ガス排出量の六パーセント削減 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書 (以下「六パーセント削減」という。)を達成するため (以下「京都議定書」という。) において約束された

には、 地球温暖化対策を一層強力に推進していくことが重要である。

地球温暖化対策推進大綱 (平成十四年三月十九日地球温暖化対策推進本部決定。以下「大綱」という。)

替フロン等三ガスの排出抑制対策等を維持した場合、 平成二十二年度に二酸化炭素換算で約十三億二千万

現在の省エネルギー対策、

新エネルギー対策、

燃料転換、代

においては、

温室効果ガス排出量について、

トンとなることを見込んでおり、 我が国の目標として、 これを二酸化炭素換算で約十一億五千五百万トン

にまで、 約一億六千五百万トンを削減し、六パーセント削減を達成することを掲げている。 この目標の達

対策、 燃料転換、代替フロン等三ガスの排出抑制対策等の追加対策を実施することとしてい

現在行っている対策を着実に実施するとともに、

更なる省エネルギー対策、

新エネルギー

成に向けては、

新エネルギー対策については、同じく、大綱において、平成二十二年度に原油換算で千九百十万キロリ

ットルを導入する目標を掲げており、 これによる温室効果ガス排出削減量は、 二酸化炭素換算で約三千四

対策全体による平成二十二年度の温室効果ガス排出削減見込量のうち約二割を占めているところである。 百万トンが見込まれ、 省エネルギー対策、 燃料転換、 代替フロン等三ガスの排出抑制対策等を含めた追加

三について

省エネルギー対策については、国民一人一人の省エネルギー意識を喚起し、生活様式の変革を促すため、

住宅や業務用ビルにおける冷房の適切な管理、事務所等における暑さをしのぎやすい服装の励行等につい

て、国民に対する広報活動等を実施してきているところである。

また、 国民のエネルギーに対するコスト意識を向上させるため、エネルギーの使用量を消費者にとって

のコストとして表示する、 情報通信技術等を活用した機器の普及を促進しているところである。

さらに、 省エネルギー意識の醸成には、 子供のころからの教育が重要であることから、 全国の小中学校

を対象に教材の提供、 講師の派遣等を行う省エネルギー教育推進モデル校事業を推進しているところであ

る。

今後ともこのような政策を通じ、省エネルギーの取組に対する国民の一層の理解と協力を得られるよう

努めてまいりたい。

た、 開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引をいう。)については、 ることなく、引き続き着実に対策を推進するとともに、今後一層の排出削減を進めるものとしている。 成していくこととしており、 及び京都メカニズムが国内における温室効果ガス排出の抑制等に対して補足的であるとの原則を踏まえ、 大綱にお 京都メカニズム いては、 六パーセント削減のため、 (京都議定書第六条1に規定する事業、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の 当該目標の達成が十分見込まれる場合については、こうした見込みに甘んず 温室効果ガスの種別等の区分ごとに目標を定め、 京都議定書の履 行義務 ま

び温室効果ガスの排出状況等を定量的に評価し、 国際的 進するための国等の施策を盛り込んでいる。 安となる試算としての排出削減目標を定めている。さらに、大綱に定める各目標を達成するため、 を超える個々の対策について、導入目標量及び排出削減見込量を定量的に明らかにし、これらの対策を推 動向を考慮しつつ、 大綱においては、 その活用について検討していくこととしている。 エネルギー起源の二酸化炭素について、 また、平成十六年及び平成十九年に、 その結果を踏まえ追加的な対策及び施策を講じていくこ 産業、 民生及び運輸の各部門ごとに目 対策の進ちょく状況及 百種類

こうした方法によって、円滑かつ確実に六パーセント削減を達成することができると考えている。